

令和4年度（令和3年度の事務対象）

教育に関する事務の点検及び評価報告書

令和4年8月26日

三条市教育委員会

目 次

I 教育に関する事務の点検及び評価について 1

II 主要な施策に対する評価等について 3

| 項 目 | 主 担 当 | 評 価 | | | ペー ジ |
|---------------------------------|--------|-----|----|----------|------|
| | | R1 | R2 | R3 | |
| 1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実 | | | | | |
| (1) 学校運営改善システムの構築 | 学校教育課 | B | B | A | 3 |
| (2) 開かれた学校づくり | | A | A | A | 4 |
| (3) 教職員の資質や指導力の向上 | | A | A | A | 5 |
| (4) 確かな学力の育成 | | B | B | B | 6 |
| (5) 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実 | | B | B | B | 7 |
| (6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組の推進 | | C | B | C | 9 |
| 2 社会の進展に対応した教育の推進 | | | | | |
| (1) ICT、グローバル化に対応した教育の推進 | 学校教育課 | B | B | A | 11 |
| (2) 市民性を高める教育の推進 | | B | B | B | 12 |
| (3) 社会で自立するための特別支援教育の充実 | | A | B | B | 14 |
| (4) 学校外における学びの機会の充実 | | A | B | B | 15 |
| 3 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実 | | | | | |
| (1) 幼児教育内容の充実 | 子育て支援課 | B | B | B | 16 |
| (2) 幼保小連携の推進 | | B | C | B | 18 |
| (3) 家庭への支援の充実 | | B | B | B | 20 |
| 4 教育の充実を図る環境の整備 | | | | | |
| (1) 豊かな教育活動を支える環境の整備 | 教育総務課 | B | A | B | 23 |

評価A：目標を上回る成果に達したもの

評価B：ほぼ目標どおり

評価C：目標の成果に達しなかったもの

III 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について 24

I 教育に関する事務の点検及び評価について

1 実施方針

(1) 趣旨

ア 三条市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

イ 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関連条文抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。（一部略）

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検及び評価の方法

ア 点検及び評価の対象

三条市教育基本方針に掲げる 5 つの基本方針を推進する上で設定した指標とし、令和 3 年度の取組状況について点検及び評価を行います。

なお、教育委員会の権限に属する事務を対象とすることから、特例条例により市長が管理及び執行する社会教育機関及びスポーツに関する事務並びに市長の事務とした青少年健全育成に関する事務は対象となりませんので、5 つの基本方針のうち「3 学び続ける生涯学習・スポーツ環境づくり」を除いた 4 つの基本方針における指標を点検及び評価の対象としています。

イ 点検及び評価の方法

三条市が行う行政評価システムを参考に点検及び評価を行い、今後の方針、改善点等も示すものとします。

ウ 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

三条市教育事務点検評価委員会（定数 3 人 任期 2 年）を設置し、教育に関

し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

エ 報告書の構成

(ア) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価について

(イ) 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について

オ 議会への報告及び公表

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、三条市議会に提出するとともに、公表します。

2 三条市教育事務点検評価委員会委員

| 氏 名 | 所 属 等 |
|-----------------------|-----------------|
| 雲 尾 周 (委員長) | 新潟大学教職大学院教授 |
| 星 野 孝 好 (委員長職務代理者) | 元三条市立大崎小学校校長 |
| 目 黒 俊 治 | 三条市PTA連合会外部委嘱委員 |

Ⅱ 主要な施策に対する評価等について

1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実

1-1(1) 学校運営改善システムの構築

(学校教育課)

【施策の基本方針】

三条市教育基本方針や学校教育プランが示す「確かな学力」や「豊かな人間性と社会性」「たくましく生きるための健康や体力」といった実社会を力強く生き抜く力を着実に育むため、小中一貫教育を軸とした教育システムを更に改善する。

また、校務支援システム（※1）を、市立全小・中・義務教育学校で統一運用することにより、事務の効率化を高め、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することで生徒指導上の諸問題の解決や学力の向上を進めるとともに、情報管理の徹底を図る。

※1 校務支援システムとは、学籍、成績、保健等、児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し、教職員間で共有したり統一した様式で通知表や保健関係の書類等を印刷したりすることができるシステム。三条市が採用しているものでは、令和2年度途中から、メール、掲示板、アンケート等の機能が加わった。

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業（制度移行推進事業）

小中一貫教育アンケートの結果から、各学校・学園の取組を客観的に見取り、その成果と課題を把握し、改善・充実に向けた取組を進める。またアンケートの実施により、改善策を考える機会になるよう努め、小中一貫教育の推進を強化する。

② 校務支援システム利用促進事業

校務支援システムの積極的利用により、事務作業の効率化を進めるとともに、教職員が児童生徒と向き合える時間の確保、生徒指導上の諸問題や学力の向上への対応の充実、教育情報の管理・徹底を図る。

【令和3年度における評価】 A

小中一貫教育アンケートは、平成30年度に市共通項目を3つに絞り、各学校の学校評価に取り入れて実施している。大幅な改訂から4年目となり、学校評価アンケートと連動したPDCAサイクル（※2）が軌道に乗り、小中一貫教育を軸とした教育システムの改善につながっている。

校務支援システムは、成績処理や保健管理等のシステムだけでなく、メー

ルや掲示板等の機能を使い職員間の情報共有に役立てている学校が増え、活用が促進された。新型コロナウイルス感染症の影響で活用研修会の講師は来県できなかつたが、オンライン研修の機会を提供して初めて使う教職員にも配慮した。学校からの質問・要望は、操作方法に関するものが多く、システム運営会社が設置するヘルプデスクと連携して対応、解決してきた。これらにより、教職員の事務が効率的に進められ、成果につながったと考える。

※2 PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことによって、取組を継続的に改善していく手法のこと。

【今後の方針】

ここ数年、教職員の小中一貫教育アンケート結果の肯定的評価が高く維持されているのは、教育センター主催教職員研修講座やオーダーメイド訪問（各校の校内研修に指導主事が訪問し、各校の指導要請に応じて支援するもの）等の小中一貫教育に関する働きかけの成果が現れているためと考える。今後も各学校・学園のニーズに柔軟かつ幅広く対応し、令和4年度が導入3年目となる「三条市授業スタンダード」（5つのポイントを押さえた授業モデル）への共通理解をはじめ、小中一貫教育への更なる理解や意識を高めていく。

校務支援システムは、令和4年度に動作速度が上がるよう更新作業を予定している。それを機に、更に事務作業の効率化や情報共有の活性化を図っていく。また、システム運営会社及び情報管理課と連携し、学校現場の要望等に丁寧に対応していく。

1-（2）開かれた学校づくり

（学校教育課）

【施策の基本方針】

小中一貫教育を支える仕組みとしてコミュニティ・スクール（※3）を全市に導入している。学校運営への地域住民・保護者代表等の参画、地域と連携した教育活動の充実を図るとともに、教育活動に係る地域への積極的な情報提供を通して、開かれた学校づくりを推進する。

※3 コミュニティ・スクールとは、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させるための仕組みであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく「学校運営協議会」が置かれている学校を指す。三条市においてはこの「学校運営協議会」を各学校に設置しており、それとともに各学校が中学校区を基にした9つの学園に属した中でも、それぞれの学園の「学園運営協議会」を設置している。なお、大崎学園は、小学校と中学校を合わせた1つの義務教育学校なので「大崎学園学校運営協議会」のみが置かれ、「学園運営協議会」はない。

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業(学校運営協議会)

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を各学校・学園に導入し、地域とともにある学校づくりを推進する。

【令和3年度における評価】 A

令和2年度に全市にコミュニティ・スクールを導入したことで、地域に開かれた学校づくりの意識が進んできている。保護者や地域の方が学校運営に主体的に参画することを通し、学校や学園の経営方針の理解が進んだり、学校においては地域の方とともに学校や学園運営をしていく意識付けが図られたりしている。令和3年度は、令和2年度に続いて新型コロナウイルス感染症の影響もあり、児童生徒が地域へ出かける活動等が制限された。しかし、地域素材を生かした「小中一貫カリキュラムの自学園化」や交流形態の工夫(オンラインの活用や活動の目的の明確化など)により、地域と交流しながら学ぶ意識を高めることができた。小中一貫教育アンケートの肯定的評価の数値は増えており、各学校において確実に地域に開かれた学校づくりを推進しているといえる。

【今後の方針】

地域に開かれた学校としていくためには、各学校・学園の取組の充実が大切である。そのために、学園・学校運営協議会の委員の方々には、教育委員会主催研修会の実施や新潟県教育委員会主催の研修会を紹介し参加を促すとともに、保護者や地域の方々には学園の広報等を通じて、コミュニティ・スクールの目的や具体的な活動について知らせる。また、各学校・学園や小中一貫教育推進リーダー等には、地域と交流する際のポイントについて理解を図るといった活動を行っていく。

1-3 教職員の資質や指導力の向上

(学校教育課)

【施策の基本方針】

魅力ある優れた教育機会を提供するため、これまで築き上げてきた小中一貫教育を基軸とした教育システムを継続しつつ、それらを更に改善するとともに、児童生徒の成長を見通した継続性、発展性のある教育を展開するために、教育センター等の研修を充実させ、教職員の資質・指導力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 小中一貫教育推進事業

教職員の資質・指導力の向上を図ることを目的に、小中一貫教育実践研修、小中一貫教育推進マネジメント研修等の教職員研修を開催する。また、授業力向上実践研修を開催するとともに、指導主事が学校訪問を行い、教職員の授業力向上に向けた支援を行っていく。

【令和3年度における評価】 A

教職員の資質や指導力の向上を目指し、教育センターの研修内容の見直しを図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から有効な実施方法を取り入れ柔軟に対応した。その結果、各研修への参加者数及び参加者の評価も概ね満足できるものとなった。また、学校のニーズに柔軟に幅広く対応できるオーダーメイド訪問（学校訪問）及び外部講師を招いて各学校が行う研修も多く行われた。主体的に多様な講師から学ぶ姿勢が多く为学校にうかがえ、教職員の研修意欲が向上し、着実に資質や指導力の向上が図られていると考える。

【今後の方針】

教育センター主催の研修については、今日的な課題や三条市の課題、教職員のニーズに即した内容の一層の改善を図る。また、日々の実践に生かされるような演習等を取り入れるとともに、リモート方式やオンデマンド方式を組み合わせる研修を計画・実施していく。あわせて、オーダーメイド訪問を中心に学校訪問支援体制づくりを進めていく。

1-4 確かな学力の育成

（学校教育課）

【施策の基本方針】

児童生徒の学力向上に向けて、全国標準学力検査（NRT）（※4）を実施し、学園ごとにその結果を活用した小中合同研修会を開催し、授業改善を図っていく。また、教職員を対象に学力向上に係る研修会を教育センターで開催したり、指導主事が学園ごとの公開授業研究（協議会）において指導したりすることで、教職員個々の資質（授業力・指導力）向上を図り、確かな学力の育成につなげていく。

※4 全国標準学力検査（NRT）とは、昭和25年に刊行された日本で最も多く実施されている標準化された学力検査である。標準化の過程で、全国で幅広く実験を行い、妥当性と信頼性が高いため、客観的な学力測定に用いられている。

【主な事務事業】

① 学力向上推進事業

児童生徒の充実した学校生活の具現と夢や希望の実現に向けて学力の向上を目指す。そのため、全国標準学力検査（NRT）を実施し結果を分析して指導に生かすとともに、教職員研修を行い、教職員の資質や授業力の向上を図る。

【令和3年度における評価】 B

NRT 偏差値について、小学校及び義務教育学校前期課程（対象：6年生）では国語と算数は全国平均（50.0）を上回っているが、目標値（53.0）には達していない。中学校及び義務教育学校後期課程（対象：3年生及び9年生）では、数学は目標値（50.0）に達しているが、国語と英語はやや下回っている。

算数・数学と外国語（英語）を重点教科に指定し、教育委員会の学校運営訪問、教育センターの研修やオーダーメイド訪問を通じて、「三条市授業スタンダード」の理解と実践を進めてきた。研修内容を見直しながら研修を計画・実施し、教職員の授業改善、知識・技能定着の不十分な児童生徒に対する個別指導をより充実させる必要がある。

【今後の方針】

重点教科（算数・数学、英語）を指定した研修の持ち方を工夫するとともに、新規に国語の授業づくり研修を加えるなどして、教育センター主催の教職員向け研修を充実させ、児童生徒の主体的な知識・技能の習得を目指す授業の実現を図る。

各学校が自校のNRTの結果を分析し学園内で情報交換する機会を設け、オーダーメイド訪問等で「小中一貫教育モデルカリキュラム」や「三条市授業スタンダード」を基に指導・支援する。「三条市授業スタンダード」については、これまでの研修の知見や学校現場の実践等を基に改訂し、教育センター主催の研修やオーダーメイド訪問に活用して指導の充実を図る。

中学校及び義務教育学校後期課程では、「家庭学習プランニングノート」を活用した家庭学習習慣化の取組を継続する。

1-（5） 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実

（学校教育課）

【施策の基本方針】

Q-U 検査（※5）、hyper-QU 検査（※6）を全学校で年2回実施し、児童生徒と学級の実態を把握し、学級経営、指導改善に活用することで、いじめや不

登校の未然防止を図る。また、「深めよう絆スクール集会」を中心とする小中連携事業、異学年交流事業、小小合同体験合宿、合同修学旅行などの体験活動を行い、児童生徒の社会性の育成を図り、いじめ防止、不登校・不適應の予防に努める。

※5 Q-U 検査は、児童生徒個々の学級生活における満足感や学校生活での意欲の状態を質問紙によって測定するものである。

※6 hyper-QU 検査はソーシャルスキル（関わりのスキル・配慮のスキル）の検査項目を含んでおり、小学校6年生・中学校1年生、義務教育学校6年生・7年生だけを対象として実施している。その他の学年はソーシャルスキル検査を含まないQ-U検査を実施している。

【主な事務事業】

① いじめ・不登校対策事業(hyper-QU検査関係)

Q-U検査(小学校6年生・中学校1年生、義務教育学校6年生・7年生はhyper-QU検査)により、児童生徒と学級を客観的に分析することで、効果的な支援の手立てを構築できる。同時に、小中9年間の情報一括管理が可能となり、児童生徒一人一人の小中連携、継続した支援が可能となる。実態に応じて、体験的活動、スキルトレーニングなどを実施し、社会性の向上に努める。

【令和3年度における評価】B

各学園の「深めよう絆スクール集会」において、小中学生が一緒に話し合い活動を行ったり、レクリエーションを行ったりした。また、小小合同体験合宿や合同修学旅行を学園内で実施するなど、多様な交流活動を通じて、社会性を身に付ける取組を充実することができた。

成果指標としている中学校1年生・義務教育学校7年生のソーシャルスキルの数値は、「配慮（人間関係における気遣いの行動）のスキル」が55.3、「関わり（関係性を築こうとする能動的行動）のスキル」が53.3と、全国平均及び目標としている53.0を上回ることができた。

いじめ認知件数は減少（163件→123件）したが、減ることが成果とは短絡的に言えない。いじめは見えにくいため、さらに、学校のいじめを認知する力や組織で対応する力を強化していくことが大事である。暴力件数（33件→40件）と不登校児童生徒数（129人→155人）は増加した。新型コロナウイルス感染症による休校や学年・学級閉鎖、行事の中止や延期、交流制限等もその要因と考えられる。

【今後の方針】

各学園では、「深めよう絆スクール集会」を中心とする小中連携事業や合同

修学旅行などの体験活動を計画している。また、令和2年度から全校で行っているコミュニティ・スクールでは、学校・学園と地域が連携した体験活動を計画、実施している。児童生徒の学びや個々のスキル・社会性の向上は活動の振り返りを通して深まることから、事前・事後の活動・指導を充実させるよう引き続き各学校に指導する。

令和元年度から実施しているポートフォリオシステム（※7）を活用し、学力を含めた児童生徒一人一人の支援を更に強化していく。令和4年度は、不登校の未然防止や早期解決のためにポートフォリオシステムを有効に活用できるように現場に一層働きかけていく。一方で、児童生徒の社会性育成には、共に学ぶ仲間や集団（学級）の状況が大きく関わってくる。温かく規範意識の高い学級（満足型学級）づくりができるよう、Q-U検査等実施後の分析を一層丁寧に行うよう各学校に働きかけを行っていく。

※7 ポートフォリオシステムは、NRT 標準学力検査と Q-U 検査の結果やその相関を個人別個票に出力し、児童生徒の支援に役立てることができるもの。

1－(6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組の推進

（学校教育課）

【施策の基本方針】

健康教育の一環として、食育では子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

体力づくりでは、各学校の児童生徒の体力の実態に基づき、弱点を克服する「1学校1取組」（柔軟性・持久力・瞬発力・心肺機能の向上等に向けた授業改善や特別時間設定）を各学校で計画的に行うことで体力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 子どもがつくる弁当の日

「子どもがつくる弁当の日」の取組を推進することにより、親子の触れ合いを含む家庭教育力の向上と子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

小学校5・6年生と中学校1～3年生、義務教育学校5～9年生が、自分の弁当を保護者と一緒につくる日や、自分だけでつくる日を設定する。

② （体力向上に係る）「1学校1取組」

体力テスト（※8）（8種目）の結果を基に、各学校で体力の実態を把握する。さらに、学年の弱点部分の底上げができるように、各学校において対策を検討し、計画的、継続的にバランスの取れた体力の向上が図られるよう実

践する。年度末には弱点の克服を評価し、次年度の計画づくりに生かす。

※8 体力テストとは、全児童生徒の体力・運動能力を測るテスト。8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ（中学校はハンドボール投げ））を実施し、学年別・男女別に平均値を算出する。

【令和3年度における評価】 C

食育では、「子どもがつくる弁当の日」を小学校5年～中学校3年と義務教育学校5年～9年の全ての学年で計画した。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の中でも、実施方法を工夫して取り組んでいる学校が多く見られた。市内全校の対象学年で実施した回数は計149回で、令和2年度よりも3回増加した。各回の活動のねらいに対する児童生徒の取組の姿について、各学校の担当教職員が「大変よい」「よい」と回答した肯定的評価は99.3%と非常に高い。令和2年度に中止した講演会をリモート形式で実施し、意義やねらいについて研修した。「子どもがつくる弁当の日」の取組を通して、食や健康についての意識の高まりが見られる。

体力テスト（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）では、小5男子が2種目、中2男子が2種目、中2女子が2種目で県平均を上回るにとどまり、令和元年度の結果を下回った（令和2年度は中止）。特に、中2が男子・女子ともに県平均を上回る種目数が減った。しかし、全国平均に対してはほぼ上回っており、県平均との比較で大きく落ち込むものもない。令和3年度は、小中共通の傾向として、握力と50m走は県平均を上回る又は同等である一方で、ソフトボール・ハンドボール投げは県平均や全国平均を下回っており、改善の必要がある。

【今後の方針】

食育では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を考慮した実践例等を紹介することで、各学校の取組を共有しながら更なる意識の高まりにつなげ、生活習慣の改善を進めていく。

体力づくりでは、体力テスト（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）の県平均との比較から、長所である「握力」「走ること」を維持・向上させる取組を継続させていく。一方、上体起こしやシャトルラン、ボール投げなどの弱点を克服していくために、各校が「1学校1取組」による独自のプログラムに継続して取り組んでいくよう促す。

2 社会の進展に対応した教育の推進

2-1 ICT、グローバル化に対応した教育の推進

(学校教育課)

【施策の基本方針】

グローバル化、情報化の社会を主体的に生きるため、外国語教育の充実や ICT を活用した授業の推進を図り、英語によるコミュニケーション能力や ICT 活用能力等を育成する。

【主な事務事業】

① ICT 環境の整備

GIGA スクール構想(※9)に基づき ICT に係る環境を整備し、授業で有効活用して、教育の質の向上を図る。

※9 一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する施策

② ALT や CIR の業務委託

ALT(※10)や CIR(※11)を指導者として市内小・中・義務教育学校へ派遣し、外国語教育を推進する。児童生徒が生徒の英語や外国の文化に触れることを通して、外国語の面白さやコミュニケーションの大切さを知る機会とする。また、コミュニケーション能力を養うことや、英語力の向上を図る。

※10 ALTとは、Assistant Language Teacherの略で、日本人教師を補佐する外国人による「英語・外国語活動教育補助者」のこと。

※11 CIRとはCoordinator for International Relationsの略で、日本人教師とともに英語・外国語活動教育を行い、国際理解教育の推進に努めている。一般的には国際交流員と呼ばれることが多いが、三条市では、職務内容から国際理解教育推進協力員と呼称している。

【令和3年度における評価】 A

教職員の ICT 活用能力等を育成するために「プログラミング教育研修」「授業実践研修」「事例研修」を実施し、全ての講座において、参加した教職員自身の肯定的評価は 90.0%以上を達成した(「今回の研修会は、新たな視点を得たり分かり直したりする等、理解に役立ちましたか。」「今回の研修会は、今後の教育実践等に役立ちそうですか。」のどちらに対しても)。また、GIGA スクール構想に基づき、ICT 教育推進講師(3名配置)の支援のもと、各学校で教材づくりや授業づくりの研修を推進することができた。その結果、「授業中に ICT を活用して指導する能力」(「①学習に対する児童生徒の興味・関心を

高めるため、②児童生徒一人一人に課題を明確につかませるため、③わかりやすく説明したり児童生徒の思考や理解を深めたりするため、④学習内容をまとめる際に児童生徒の知識の定着を図るため、それぞれコンピュータなどを活用して資料を効果的に提示できたか」の4観点)に関する調査における教職員自身の肯定的評価は71.0%となり、目標値の70.0%を僅かであるが上回った。

令和3年度のALTやCIRの授業での指導力と勤務態度に関する肯定的評価は100%であり、目標値に達している。小学校から英語や外国の文化に触れることを通してコミュニケーション能力の素地を養うことができた。

【今後の方針】

GIGAスクール構想における一人一台端末の整備に伴い、教職員が「授業中にICTを活用して指導する能力」を一層伸ばしていくとともに、児童生徒がICTを活用して思考し表現する学習機会を充実させていくことが求められる。ICTを活用した授業づくりのためのICT教育研修の充実やICTを活用した家庭学習の推進を図っていく。また、効果的な教材提示等のためのデジタル教科書ソフト等の整備を継続する。

ALTやCIRを活用した授業については、授業計画の早期立案や事前打合せの時間確保による授業内容の充実、配付教材の早めの作成等を各校に指導し、引き続きALTやCIRの指導力を活かせるようにする。また、ALTやCIRが授業をしやすいよう、ICT活用のための環境を整え、指導の充実を図っていく。

2-2) 市民性を高める教育の推進

(学校教育課)

【施策の基本方針】

三条市の教育資源と人材を活用し、三条市の子どもたちに、三条市の自然や歴史への理解、科学的な思考力の育成、ものづくりの素晴らしさの感得、防災に関する基礎的・基本的事項の理解と安全の保持増進に関する実践的な能力や態度の形成を図る。

【主な事務事業】

① 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業(刃物・ものづくり教育)

「和釘を作る(小学生向け)」「小刀を使ってもものを作る(小学生向け)」「のこぎり、かんなを使って木を切る、削る(中学生向け)」「砥石を使って包丁を研ぐ(中学生向け)」などの活動を通して児童生徒のものづくりに対する興味・関心を高め、ものづくりのまち三条のよさを知り、ふるさと

三条を愛し、誇りに思う児童生徒を育成する。

② 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業(科学教育推進事業)

児童生徒に対して、科学への興味関心を掘り起こし、科学的な好奇心と研究意欲を高め、科学的思考力と創造力を育む。

【令和3年度における評価】B

「刃物・ものづくり教育」や「科学教育推進事業」の参加者のアンケートについては肯定的評価が高い。今後も、質の高い学びを提供することで、参加者の肯定的評価を維持していく。

「科学教育推進事業」については、小学校及び義務教育学校前期課程の児童の肯定的評価は非常に高い(100%)。科学の楽しさを感じる、興味関心を高めるという意味では効果は高い。中学校及び義務教育学校後期課程の生徒を対象とした「科学ゼミナール」については、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からリモート講演会として実施した。令和2年度の反省を受けて、資料の文字を大きくしたり、分かりやすい言葉で話したりしてもらうよう講師に依頼したことにより肯定的評価の数値は上昇した。

「わくわく科学フェスティバル」については、会場を三条市立大学とし、参加人数を絞り、形態を工夫することで実施することができた。

また、防災教育については、県防災教育プログラムに基づき、外部講師を招き、公開授業と講演会を実施し、延べ192人の教員が参加した。

【今後の方針】

「刃物・ものづくり教育」は三条市の特色ある取組として、児童生徒の満足度が高く、継続して行う。刃物を扱う際の安全教育や地域の方々との交流を通して、地域の良さを感じるようにする。

「科学教育推進事業」については、図書館等複合施設『まちやま』に開設した「三条市立科学教育センター」を主な会場とし、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策に努めながら実施する。「科学ゼミナール」に関しては、今年度は対面式で実施予定である。「わくわく科学フェスティバル」に関しては、体育文化会館を会場にして、参加者を制限する等も視野に入れながら実施方法を工夫していく。また、必要に応じてサテライト会場として三条市立科学教育センターも利用する。

防災教育については、年度ごとに指定する学園(重点実施学園)で防災教育に係る取組を実施し、「自分の命を自分で守る姿勢」を育むための教員の指導力の向上を図る。また、重点実施学園で開催する防災授業研修を通して、市内各校で取組を共有する。さらに、学園・学校運営協議会での報告や教育センターでの広報を通して、地域・保護者の連携の重要性について市民の理

解を図る。

2-3) 社会で自立するための特別支援教育の充実

(学校教育課)

【施策の基本方針】

インクルーシブ教育システム(※12)構築のための特別支援教育の推進及び「障害者差別解消法」の施行(H28.4.1)に伴い、基礎的環境整備と合理的配慮の提供が法制化されたことを受け、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導体制の整備・充実及び教員を対象とする研修会の実施等により特別支援教育の一層の充実を図る。

※12 インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性を尊重し、障がい者が精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、社会参加することを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

【主な事務事業】

① 特別支援教育事業

特別な教育的配慮を要する児童生徒に対し提供する合理的配慮について、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」に記載することにより、個に応じた適切な指導や支援を行う。

② 特別支援教育研修会

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進や基礎的環境整備と合理的配慮についての情報提供を図ることを目的とした「参加・対話・演習型」の研修会を開催する。

【令和3年度における評価】B

個別の教育支援計画等への「合理的配慮」の記載を明確にし、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた校内指導体制を充実させることにより、学習上及び生活上の困難さを軽減し、個の成長につなげることができた。特別支援サポーター(パートタイム職員)65人の枠に変更後、令和元年度末から65人を配置することができている。しかし、学校では、特別な支援が必要な児童生徒数の増加や障害の多様化・重篤化により、より多くの支援者を求める現状がある。

また、教員対象の特別支援教育研修会等を実施し、児童生徒及び保護者のニーズに応じた環境整備や支援を行う教員の指導力の向上を図ることができた。

【今後の方針】

個別の教育支援計画等の書式を一部変更し、本人や保護者との合意形成を図った上で「合理的配慮」を記載することを学校に働きかける。あわせて、指導体制の一層の充実に向け、特別支援サポーターを増員する。

教職員を対象に特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握や分析、支援の方策等の研修会を実施したことで、特別支援教育への理解を深め、指導力の向上を図ることができた。今後も教職員にとって必要と判断する研修会を継続して実施していく。また、インクルーシブ教育システムに関する研修を実施し、特別支援学級担任だけでなく、全ての教員が特別支援教育に係る理解を深めていくことを目指す。

年長児の就学相談に資するため、「特別支援教育ガイダンス」を継続する。

2-4 学校外における学びの機会の充実

(学校教育課)

【施策の基本方針】

一人一人の児童生徒の学びたいという気持ちに応え、児童生徒の持っている力を更に伸ばし、学力向上を図るため、次のような学習の機会を提供する。学校での授業内容をより確かなものにするを目指し補足的な内容について学習したい児童生徒や、授業内容を十分に理解し更に発展的な内容について学習したい児童生徒に、学習の機会を提供する。

【主な事務事業】

① さんじょう学びのマルシェ

令和2年度末で日曜日の学びのマルシェの講座を終了し、土曜日の学びのマルシェに児童生徒の学習習熟度別に3種類の定期講座を1年を通じて実施する。学校の補足的な学習及び発展的な学習をそれぞれ年30回実施する。指導者は、「広報さんじょう」等で募集する。

【令和3年度における評価】 B

令和2年度末で日曜学びのマルシェを終了し、それに代わるものとして、令和3年度から土曜学びのマルシェにジャンプアップ教室を新設した。受講者数は令和2年度と比較するとやや減少した。申込総数は令和2年度の251人に対して、令和3年度は193人であった。開講が1週間延期したり、1月末で終了したりする等、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、ある程度の受講者数を確保することができたといえる。

参加した児童生徒は、自身の学習状況に適したコースを選択することがで

き、適切に学習を進めることができた。一方でジャンプアップ教室用に準備した問題集の難易度がやや高く、参加した児童生徒の中には、その理解に時間を要する場面があった。このことから令和4年度は新たに問題集を選定することとした。

児童生徒のアンケートの記述から、9割を超える受講生が学習への満足や学習意欲の向上を実感しており、個に合わせた丁寧な対応がなされている。

【今後の方針】

これまでに新型コロナウイルス感染症が児童生徒の申込みに少なからず影響を与えたと考えられる。令和4年度の実施においても新型コロナウイルス感染予防の取組を継続し、徹底する。募集案内を3回程度配布することやTwitterの定期的な発信、見学会・体験会の実施を計画し、広く知ってもらうことを目指す。

今後も指導員が児童生徒の学習状況等を把握するとともに、振り返りシートを用いて個別に助言するなど、児童生徒の学習意欲の向上につながる支援をしていく。

あわせて、新設した「ジャンプアップ教室」のように様々なレベルの学びの機会を提供し、丁寧な指導・支援を心掛けて受講生の満足度を高めるとともに、学力の伸長を図っていく。

3 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実

3-1 幼児教育内容の充実

(子育て支援課)

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目1「幼児教育内容の一層の充実」における次の4つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 「遊び」を通じた豊かな教育活動

子どもは夢中になって遊ぶことで思考力や想像力を養い、友達と協力することや環境への関わり方を身に付けていくことから、体を動かして多様な体験活動を推進する。

② 特別な配慮が必要な子どもへの支援

発達障がいを含め、何らかの支援が必要な子どもに対して、一人一人の個性や特性を的確に把握するとともに、その子の持てる力を高めるよう支援する。

③ 教職員の資質や専門性の向上

一人一人の職員の知識や技術等は、日頃の保育に反映されることから、園内、園外研修や自己研鑽を通じて保育の専門性を高めていく。

④ 信頼される幼稚園・保育所（園）づくり

行事等を通じた保護者や地域との連携、情報提供、情報公開に努めるなど、信頼される幼稚園・保育所（園）づくりを進める。

【主な事務事業】

① 幼児の運動遊び事業

屋内や自然環境等において様々な遊びを体験させることを通して、子どもたちの多くの気づきや好奇心を誘発するとともに、自由に体を動かすことで運動能力を身に付けさせる。

② 三条っ子発達応援事業

子ども・若者が学校や社会に適応できるよう、発達障がい等子どもたちの特性にできるだけ早期に気づき、一人一人にあった適切な対応と継続的な支援を行う。

【令和3年度における評価】 B

① 「運動遊びプログラム」による意図的な運動遊びを実践している保育者の割合は増えたが、保育時間内での運動遊びの実施時間はやや減少した。これは新型コロナウイルス感染拡大防止において、各施設では工夫を行い意図的な運動遊びに取り組んでいるが、場所の確保や取組内容に様々な制限があったことが原因である。

大崎山自然体験活動は、クマ出没警報の発表を受け子どもの安全を第一に考え、9月からの活動場所を三燕みどりの森公園に変更し実施した。体験活動で子どもは、自然に興味をもって関わり、新たな発見や感動を友達等と伝え合い楽しむ姿があった。また保育士は研修での学びを生かし関わることで、子どもの気づきや思考を巡らせて遊ぶ姿を助長させていた。日常の保育活動でも遊びに自然を取り入れ共に楽しむ姿勢につながっている。

② 年中児発達参観の実施による特別な支援や配慮が必要な子どもへの早期の気づき、相談及び支援へのつなぎに取り組むとともに、各保育所等の発達支援の中心となる発達支援コーディネーターの養成研修を実施し、支援体制の整備を図った。

③ 若手保育士の専門性及び資質向上のため、保育所保育指針等の幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」についての基礎知識や保育実践例から子どもの姿の捉え方を学ぶ、保育者実践力向上研修会を開催した。

また、中堅保育士等の保育の質の向上等のため、前年度に引き続き新潟

大学附属幼稚園、長岡市及び三条市合同で研修会を開催した。公立保育所 9 施設、私立保育園 10 施設の参加があり、公立や私立を問わず保育士同士が交流し、研修で学んだことを園内での研修や日々の保育に取り入れた施設が多くあった。

- ④ 保護者及び地域との信頼関係の構築や保育所運営の改善につなげるため、保育所評価及び評価結果の公表について、施設への働きかけを行った。その結果、評価を公表する施設が 28 施設となり、令和 2 年度と比較して 2 施設増やすことができた。

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応のため、運動遊びの実践などの成果については目標値に達していないが、状況に応じて工夫を施しつつ取組を進めてきた。あわせて、絵本の効果的な活用に関する研修会や、幼児及び保護者を対象とした管理栄養士による食育の巡回指導と食育講座の開催など、保育を全体として着実に充実させてきた。これらを踏まえ、幼児教育の取組状況について総合的に判断すれば、全体として着実に内容の充実が図られてきており、成果目標どおりの B とする。

【今後の方針】

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止のための様々な制限がある中で、遊びを通じた運動や体験活動の充実を図れるよう、研修会の開催や取組内容の工夫などを行う。
- ② 年中児発達参観を着実に実施していくことと併せ、発達支援コーディネーターの更なる資質向上のため研修を通してスキルアップを図るほか、引き続き、コーディネーターの新規養成を行っていく。
- ③ 新潟大学附属幼稚園、長岡市、見附市、三条市合同の研修会を開催して、各施設の保育士の力量の向上を図るとともに、各施設等で実施している研修等を改善し、全体の保育の質の向上を図っていく。また、保育者実践力向上研修会を開催し、若手保育士の保育の専門性及び資質の向上を図れるよう、研修内容を検討し実施する。
- ④ 評価結果の公表を行うことが保護者との信頼関係や幼児教育内容の充実につながることから、全ての施設で確実に保育所評価及び評価結果の公表ができるよう、引き続き、働きかけを行う。

3-2 幼保小連携の推進

(子育て支援課)

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目2「幼稚園・保育所（園）等と小学校等の連携の推進」における次の3つの施策体系の下で各取組を推進していく。

（幼保には認定こども園等、小学校等には義務教育学校及び特別支援学校を含む。）

① **確実な引継ぎ・継続的な支援**

幼稚園や保育所（園）等での一人一人の特性に応じたきめ細かな支援を小学校等へ確実に引き継ぐ。特に支援の必要な子どもについては、個別の発達支援計画等を活用して継続的な支援を行う。

② **交流活動の推進**

幼稚園・保育所（園）等から小学校等に入学する子どもたちは、期待感を持っている一方で、不安感を持つ子どもも少なからずいることから、全ての子どもたちが不安なく意欲を持って小学校等に入学できるように、幼稚園・保育所（園）等と小学校等の交流を推進する。

③ **育ちのつながりを意識した指導**

子どもの育ちや学びの連続性・一貫性を確保するため、「安心わくわくプログラム」、「スタートモデルカリキュラム」を実践することにより、幼保小のそれぞれの良さを生かした保育・教育の充実を図っていく。

【主な事務事業】

① **幼保小連携交流活動の実施**

各学園エリアを基本として、幼稚園・保育所（園）等と小学校等が連携して行う幼保小、幼保・保保、職員の交流活動を支援するとともに、交流活動の充実に向けて、効果的な運営方法の検討や情報交換を行うため、幼保小連携実務者会議及び各学園ごとの幼保小連携会議を開催する。

【令和3年度における評価】 B

① 幼稚園・保育所（園）等から小学校等への要録及び個別の発達支援計画の引継ぎは全ての施設で100%行われ、個別の配慮が必要な子どもについて、小学校等にスムーズに引き継ぐことができ、継続した支援につなげることができた。

② 交流活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止により中止や延期となるなどの制限がある中でも、内容の変更や工夫により、前年に比べ実施率が26.7ポイント上がっている。

アンケートでは「入学を楽しみにするようになった」という子どもの姿が9割を超えており、交流活動の成果といえる。

③ 就学前後の接続期（※13）における「安心わくわくプログラム」及び「スタートモデルカリキュラム」については、実践例を参考に接続期の見通しや

活動内容を検討する際に活用したことで、幼児教育と学校教育の違いを踏まえたスムーズな就学につながる丁寧な指導ができた。

※13 三条市教育委員会では、小学校就学前後の連続した期間（小学校就学前の1月から小学校就学後の6月まで）を「接続期」と設定

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応のため、成果指標の目標値に達しなかったものの、幼保小連携において最も肝要となる交流活動については、制限がある中、リモートの活用や三密回避の方策など、工夫を施しつつ着実に取り組んできた。

結果、幼保小連携の取組で重要な目標の一つである「子どもが小学校入学を楽しみにするようになった」とされる状況が、アンケート結果では94.0%にまで至るなどの成果も見えており、一定の成果は上げているものと捉え、施策の評価においては成果目標どおりのBとする。

【今後の方針】

- ① 引き続き、要録及び個別の発達支援計画の引継ぎが全ての施設で行われるよう、公立保育所長会議や私立保育園長会議などで、取組状況を確認するとともに、幼保小連携合同実務者会議等の機会を捉えて働きかけを行っていく。
- ② 幼保から小学校等へのスムーズな接続を行う交流活動の目的を踏まえて、幼保小連携実務者会議において、話し合うことができるように会議の場や内容を設定していく。
リモートの活用や三密回避など、新型コロナウイルス感染防止対策を考慮し交流活動を実施する。また、各学園の交流活動の訪問や好事例の情報提供をしながら、取組の支援を行うとともに、引き続き、活動内容の充実を図っていく。
- ③ 接続期における「安心わくわくプログラム」及び「スタートモデルカリキュラム」は、アンケートの検証では9割の施設での活用があったことから、今後も多くの施設で活用されるよう、小学校や保育所等での訪問時や研修会などで周知・浸透を図っていく。

3-3 家庭への支援の充実

(子育て支援課)

【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目3「家庭への支援の充実」における次の2つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 家庭の教育力の向上支援

子どもが育つ基盤である家庭での教育力の向上を目指し、保護者に対して子育てに関する学習機会の提供や情報提供等による支援を行うとともに、保護者が子育てに自信を持ち、楽しいと感じることができるような働きかけや環境づくりに努める。

② 地域の子育て支援の拠点化

子育て支援センターや幼稚園・保育所（園）等は、地域に開かれた身近な子育て支援の専門機関として、子育て中の親子が気軽に集え、交流できる場となる拠点づくりを進めるとともに、様々な媒体を活用した子育て支援情報の周知活動や相談事業を通じて、保護者が安心して子育てができるよう支援していく。

【主な事務事業】

① 家庭教育活性化支援事業

家庭、保育所（園）、幼稚園、学校が連携し、家庭における教育力の向上を図るため、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催する。

また、乳幼児を育てる保護者を対象とする「初めてのママ講座」、「NP (Nobody's Perfect 「完璧な親なんていない」) 講座」(※14)を開催する。

※14 NP (Nobody's Perfect 「完璧な親なんていない」) 講座とは、乳幼児（0歳～3歳）を育てる保護者を対象に、子育ての知識や親としての役割等に関する学習と保護者同士の情報交換等を通じて、仲間づくりや育児不安の軽減及び児童虐待の予防等を目的に実施する講座のこと。

② 相談事業の実施

市内8か所の子育て支援センター及び2か所の子育て拠点施設において、面談又は電話により子育て等に関する相談に対応するほか、子育て拠点施設において助産師及び栄養士による相談会を定期的実施し、子育て中の保護者の支援を行う。

【令和3年度における評価】 B

- ① 小学校就学時には保育所生活と学校生活での違い、子どもとの関わり方のポイントや規則正しい生活リズムの整え方等を内容とする家庭教育講座を実施した。

中学校入学説明会時の講座では、平成30年度から「SNSを通じたネットトラブル防止」に内容を見直し、具体的なトラブル事例を盛り込むことで、保護者に対して自分の子どもにも起こりうるという意識を強く持ってもらうきっかけとなった。

また、「NP講座」及び「初めてのママ講座」を実施しアンケートの中で「自分だけだと思っていた悩みを共有でき、気が楽になった。」「自分のア

ドバイスが他の人の役に立ててうれしかった。」などの回答があり、子育ての不安解消、ひいては子育てに対する自信を持つことにつながると考えられる。「NP 講座」については、年 5 回の実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により申し込み人数が少なく、2 回を中止とした。他 3 回は感染対策を行い実施した。

- ② 令和 3 年 11 月に大崎地区に子育て支援センターを新たに設置し子育て中の親子を支援する場として供用を開始した。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休館や講座等の定員減、施設の利用控えなどがあったことから子育て支援センター 8 か所の令和 3 年度の利用者数は前年比 23.9%減と大幅に減少した。

一方、同様の状況ではあったが、子育て拠点施設「すまいるランド」「あそぼって」の令和 3 年度利用者数は前年度比 21.7%増となり、利用の回復傾向がみられた。

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の影響により、成果指標では、子育て支援センター等での相談件数が目標値に達していないが、令和 3 年 10 月から LINE による「子どもなんでも相談」を開始した。外出ができない、対面での相談に不安があるなどの状況を解消し子どもに関する多岐にわたる悩みをより気軽に相談しやすい環境を整えることができた。約半年間で 150 人強の登録やそこでの多くの相談を受けるなどの成果もあった。

このほか、広報さんじょうの子育て情報や子育て支援メールなどを引き続き積極的に活用していることも併せ、家庭への支援の充実の施策について総合的に判断し、評価を成果目標どおりの B とする。

【今後の方針】

- ① 家庭教育講座については、子どもの成長段階に合わせた問題や課題について、適宜講座内容の見直しを引き続き実施していく。また、「NP 講座」についても、周知方法の工夫をし引き続き実施していく。
- ② 子育て支援センター及び子育て拠点施設において、安心して施設を利用できるように、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に取り組みつつ、子育て支援情報の周知や親同士の交流、相談事業の充実を図っていく。

令和 3 年度から実施している LINE の運用も、より子どもに関わる様々な悩みを気軽に相談できるものとして引き続き対応していくほか、登録者に有効な情報発信ツールとしての活用にも注力していく。また、子育て世代に対して必要な情報が的確に届くよう子育て情報メールや Twitter などを活用するとともに、今後は見やすく親しみのあるホームページである子育て支援サイトを構築する。

4 教育の充実を図る環境の整備

4-1 豊かな教育活動を支える環境の整備

(教育総務課)

【施策の基本方針】

望ましい教育環境を将来にわたって維持し続けていくため、公立小学校の計画的な統廃合に取り組みながら、児童生徒が安心・安全で、心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備を進める。また、そのほかの教育施設についても老朽化対策など必要な検討を行い、市民の教育活動を支援する。

【主な事務事業】

① 学校の情報通信環境の整備事業

普通教室以外への高速ネットワーク環境（校内 LAN）の拡充の必要性について検討する。

② 学校のトイレ改修事業

児童生徒が健やかに学習・生活できる環境を整備するため、学校内トイレの環境向上を図るため便器の洋式化を含めた改修を検討する。

【令和3年度における評価】 B

児童生徒の学校のトイレに対する汚い、臭いといった印象を払拭し、学校のトイレに行きやすい環境を整えることを目的とした、令和4年度改修工事に着手するための実施設計を行った。

【今後の方針】

学校の情報通信環境の整備事業は、新型コロナウイルス感染拡大や、自然災害の発生等による長期の臨時休校等が生じても、児童生徒の学びを保障できるよう、家庭学習のための通信機器を整備するなど、遠隔授業や平時に必要な環境整備について検討する。

また、今後の多様な授業形態への対応を見据え、特別教室や体育館などへの高速ネットワーク環境整備の必要性も含め、学校内の ICT 環境の拡充の必要性について検討する。

学校のトイレ改修事業は、実施設計に基づいて改修工事を実施し、市内全校で、児童生徒が学校のトイレに行きやすい環境を整えていく。

Ⅲ 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について

1 教育委員会の会議

○令和3年第5回定例会（4月26日）

- 報 告：報第1号 専決処分報告について（学園長及び副学園長の任命）
報第2号 小中一貫教育実施状況について
- 議 事：議第1号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和3年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）））
議第2号 専決処分報告について（三条市第3子以降副食費免除事業実施要綱の制定）
議第3号 専決処分報告について（三条市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱の制定）
議第4号 専決処分報告について（三条市幼保小連携会議要綱の一部改正）

○令和3年第6回定例会（5月25日）

- 報 告：報第1号 学校運営協議会委員の任命について
報第2号 学園運営協議会委員の任命について
報第3号 小中一貫教育実施状況について
- 議 事：議第1号 市長からの意見聴取について（三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）
議第2号 市長からの意見聴取について（三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
議第3号 市長からの意見聴取について（令和3年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））
議第4号 三条市社会教育委員の委嘱について
議第5号 三条市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部改正について

○令和3年第7回定例会（6月25日）

- 報 告：報第1号 教育に関する事務の点検及び評価の実施方針等について
報第2号 小中一貫教育実施状況について

○令和3年第8回臨時会（7月13日・非公開）

○令和3年第9回定例会（7月26日）

- 報 告：報第1号 令和3年（2021年）三条市議会6月定例会の概要について
報第2号 小中一貫教育実施状況について
報第3号 令和3年度第1回三条市社会教育委員会会議録について
報第4号 令和3年度第1回三条市学校給食運営委員会会議録について

て

議 事：議第 1 号 専決処分報告について（三条市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱の制定）

○令和 3 年第 10 回定例会（8 月 24 日）

議 事：議第 1 号 市長からの意見聴取について（令和 3 年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））

議第 2 号 令和 3 年度教育に関する事務の点検及び評価結果の市議会への提出及び公表について

○令和 3 年第 11 回定例会（9 月 24 日）

報 告：報第 1 号 小中一貫教育実施状況について

報第 2 号 専決処分報告について（教育部長及び課長等を除く教育委員会事務局職員の人事異動）

議 事：議第 1 号 三条市ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱の一部改正について

議第 2 号 令和 3 年度全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて

○令和 3 年第 12 回定例会（10 月 26 日）

報 告：報第 1 号 令和 3 年（2021 年）三条市議会第 3 回定例会の概要について

報第 2 号 小中一貫教育実施状況について

議 事：議第 1 号 三条市地域子育て支援事業実施要綱等の一部改正について

○令和 3 年第 13 回定例会（11 月 25 日）

報 告：報第 1 号 小中一貫教育実施状況について

議 事：議第 1 号 市長からの意見聴取について（三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

議第 2 号 市長からの意見聴取について（令和 3 年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））

○令和 3 年第 14 回定例会（12 月 23 日）

報 告：報第 1 号 小中一貫教育実施状況について

報第 2 号 令和 3 年度第 2 回三条市学校給食運営委員会会議録について

○令和 4 年第 1 回定例会（1 月 25 日）

報 告：報第 1 号 令和 3 年（2021 年）三条市議会第 5 回定例会の概要について

報第 2 号 小中一貫教育実施状況について

報第 3 号 新型コロナウイルス感染症から子どもたちを守るための取組等について

○令和 4 年第 2 回定例会（2 月 16 日）

報 告：報第 1 号 小中一貫教育実施状況について

報第 2 号 令和 3 年度三条市立学校卒業式参列者について

- 議 事：議第 1 号 三条市妊産婦医療費助成条例の一部改正について
 議第 2 号 市長からの意見聴取について（令和 3 年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分））
 議第 3 号 市長からの意見聴取について（令和 4 年度三条市一般会計予算（教育委員会所管分））
 議第 4 号 三条市立理科教育センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

○令和 4 年第 3 回臨時会（2 月 21 日・非公開）

○令和 4 年第 4 回定例会（3 月 25 日）

- 報 告：報第 1 号 専決処分報告について（教育部長及び課長等を除く教育委員会事務局職員の人事異動）
 報第 2 号 専決処分報告について（管理職を除く教職員の人事異動）
 報第 3 号 令和 4 年(2022 年)三条市議会第 1 回定例会の概要について
 報第 4 号 三条市立嵐南小学校・三条市立第一中学校プールに関する住民訴訟（公金支出金返還請求事件）の経過等について
 報第 5 号 小中一貫教育実施状況について
 報第 6 号 令和 3 年度第 3 回三条市学校給食運営委員会会議録について
- 議 事：議第 1 号 専決処分報告について（教育委員会事務局職員のうち、教育部長及び課長等の人事異動）
 議第 2 号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和 3 年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）））
 議第 3 号 三条市教育委員会規則等の一部改正について
 議第 4 号 三条市立理科教育センター運営規則の一部改正について
 議第 5 号 三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する規則の一部改正について
 議第 6 号 三条市妊産婦医療費助成条例施行規則の一部改正について
 議第 7 号 三条市教育委員会事務局処務規程等の一部改正について
 議第 8 号 三条市教育委員会事務局処務規程等の一部改正について
 議第 9 号 三条市教育基本方針等検討委員会設置要綱の制定について
 議第 10 号 三条市第 3 子以降特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額免除事業実施要綱の制定について
 議第 11 号 三条市不妊治療費助成事業実施要綱の制定について
 議第 12 号 三条市小中一貫教育推進委員会設置要綱等の一部改正について
 議第 13 号 三条市特定教育・保育等及び特定子ども・子育て支援実費徴収補足給付金交付要綱の一部改正について
 議第 14 号 三条市病児保育事業実施要綱の一部改正について
 議第 15 号 三条市就学援助費交付要綱の一部改正について

議第 16 号 さんじょう一番星育成事業実施要綱の廃止について

2 総合教育会議

○第 1 回（令和 3 年 12 月 16 日）

議 題：(1) 三条市の教育全般に関する意見交換について

3 教育委員の学校訪問

各学校の学校運営、児童生徒の活動の様子等を把握して、今後の教育行政に資するため、学校訪問を実施した。

| 訪問日 | 訪問校 |
|------------------|-----------------------|
| 令和 3 年 10 月 27 日 | 一ノ木戸小、上林小、大島小、第三中、大島中 |
| 〃 10 月 28 日 | 嵐南小、第一中 |

4 教育委員の行政視察

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止とした。

5 教育関係会議への教育長及び教育委員の出席

- ・ 全県教育長会議（令和 3 年 4 月 19 日 新潟市）
- ・ 関東地区都市教育長協議会総会（令和 3 年 5 月 13・14 日 栃木県宇都宮市→書面開催）
- ・ 新潟県都市教育長協議会春季定期総会（令和 3 年 5 月 18 日 五泉市）
- ・ 全国都市教育長協議会定期総会・研究大会（令和 3 年 5 月 20・21 日 山口県山口市→令和 4 年 5 月に延期）
- ・ 関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（令和 3 年 5 月 28 日 千葉県市原市→書面開催）
- ・ 三条・加茂・見附・南蒲地区教科書採択協議会（令和 3 年 5 月→書面開催 7 月 6 日 栄庁舎大会議室）
- ・ 新潟県市町村教育委員会連合会定期総会・研修会（令和 3 年 7 月 16 日 糸魚川市→書面開催）
- ・ 新潟県都市教育長協議会秋季定期総会（令和 3 年 10 月 19 日 阿賀野市）
- ・ 市町村教育委員会研究協議会（令和 3 年 11 月 18・19 日 神奈川県横浜市→オンライン開催）

6 その他の出席

三条市立学校卒業式等